

保健所政令市移行準備説明会資料

～保健所政令市移行に向けた 条例・規則等の整備について～

日時：第1回 5月22日(日) 10時より

第2回 5月24日(火) 14時より

会場：第1回 市役所本庁舎4階 会議室3

第2回 市役所本庁舎4階 会議室2



はじめに

茅ヶ崎市は、市民の健康を守り、さらに増進させ、だれもがいつまでも健康で安心して暮らせる地域づくりを進めるため、神奈川県が茅ヶ崎保健福祉事務所等で実施している地域保健・公衆衛生業務に係る権限移譲を受け、平成29年4月に保健所政令市に移行し、市保健所を設置・運営するための準備を進めています。

1. 保健所政令市が担う業務

○ 保健所政令市へ移譲される業務

- 法令等に基づき、神奈川県から茅ヶ崎市に権限移譲される業務
- 神奈川県の「事務処理の特例に関する条例」により権限の移譲を受ける業務



保健所政令市移行に伴い76の業務が移譲される

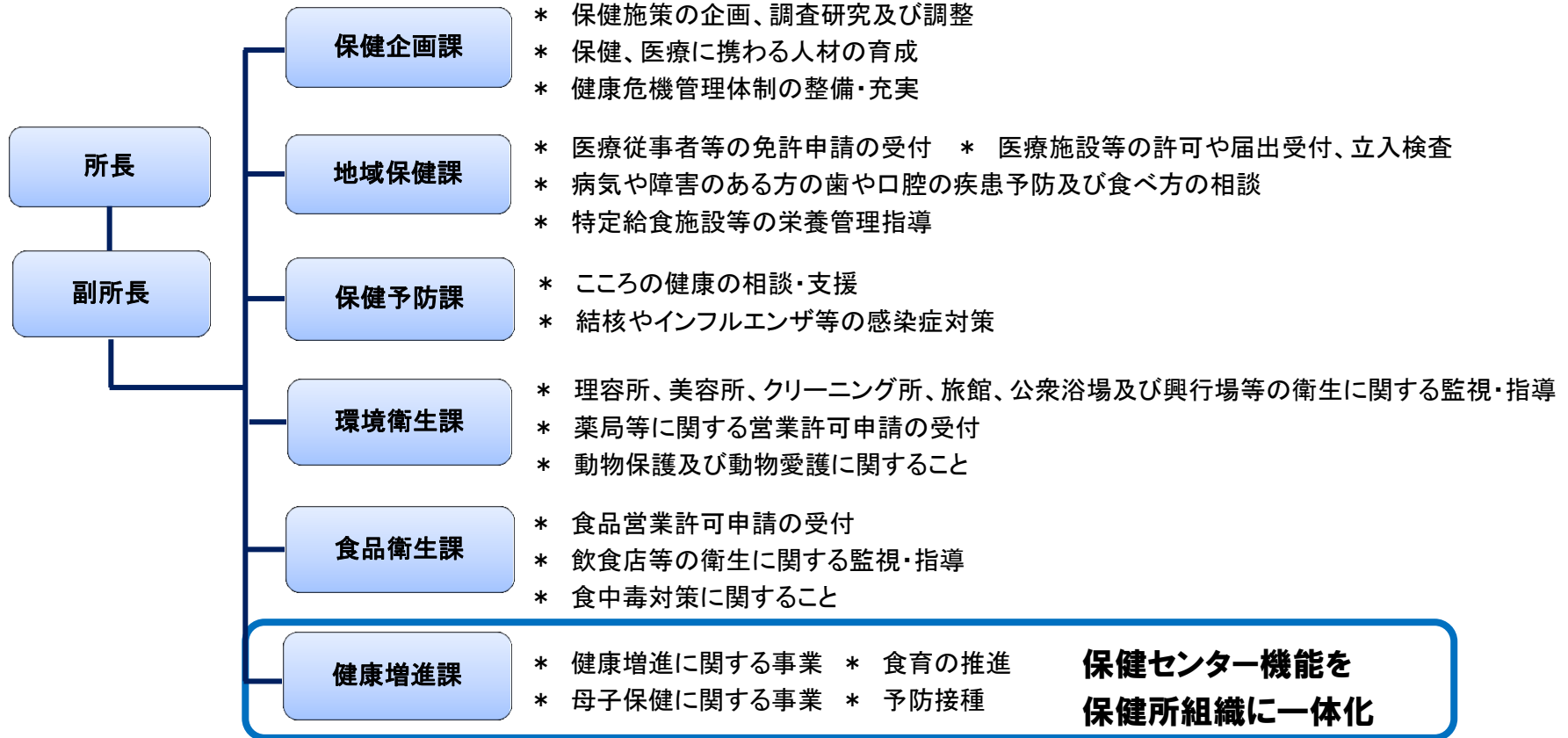
1. 保健所政令市が担う業務

○ 保健所政令市へ移譲される業務一覧

No.	名 称	No.	名 称	No.	名 称
1	地域保健法に関する事務	27	地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく事務	53	温泉法に関する事務
2	石綿による健康被害の救済に関する法律に関する事務	28	歯科衛生士法に基づく事務	54	浄化槽法に基づく事務
3	各種統計調査に関する事務	29	歯科口腔保健の推進に関する法律に関する事務	55	建築基準法に関する事務
4	医療法に関する事務	30	健康増進法に基づく事務	56	建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事務
5	医師法に関する事務	31	児童福祉法に関する事務	57	えなその他出産に伴う産あい物処理業者条例に基づく事務
6	歯科医師法に関する事務	32	社会福祉法に関する事務	58	化製場等に関する法律に基づく事務
7	薬剤師法に関する事務	33	構造改革特別区域法に関する事務	59	狂犬病予防法に基づく事務
8	保健師助産師看護師法に基づく事務	34	民生委員法に関する事務	60	動物の愛護及び管理に関する法律に基づく事務
9	視能訓練士法に関する事務	35	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に関する事務	61	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく事務
10	理学療法士及び作業療法士法に関する事務	36	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく事務	62	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく事務
11	歯科技工士法に基づく事務	37	新型インフルエンザ等対策特別措置法に関する事務	63	毒物及び劇物取締法に基づく事務
12	臨床検査技師等に関する法律に基づく事務	38	収容施設等の感染症報告に関する事務	64	麻薬及び向精神薬取締法に基づく事務
13	診療放射線技師法に関する事務	39	検疫法に基づく事務	65	覚せい剤取締法に基づく事務
14	栄養士法に関する事務	40	移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律に関する事務	66	調理師法に関する事務
15	柔道整復師法に関する事務	41	特殊疾病に関する事務	67	製菓衛生師法に関する事務
16	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に基づく事務	42	予防接種法に関する事務	68	食品衛生法に関する事務
17	死体解剖保存法に基づく事務	43	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく事務	69	神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例に基づく事務
18	老人福祉法に関する事務	44	酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律に基づく事務	70	魚介類行商等に関する条例に基づく事務
19	介護保険法に関する事務	45	認知症に関する事務	71	神奈川県食の安全・安心の確保推進条例に基づく事務
20	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に関する事務	46	理容師法に関する事務	72	と畜場法に基づく事務
21	身体障害者福祉法に関する事務	47	美容師法に関する事務	73	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく事務
22	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に関する事務	48	クリーニング業法に関する事務	74	牛海綿状脳症対策特別措置法に基づく事務
23	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する事務	49	公衆浴場法に関する事務	75	使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく事務
24	母体保護法に関する事務	50	旅館業法に関する事務	76	食品表示法に関する事務
25	母子保健法に関する事務	51	興行場法に関する事務		
26	学校保健安全法に基づく事務	52	神奈川県海水浴場等に関する条例に基づく事務		

1. 保健所政令市が担う業務

○ 市保健所の組織と各課が所管する主な業務



市既存組織で
所管する業務

- * 浄化槽に関する業務・・・環境部環境保全課
- * 使用済自動車の再資源化等に関する法律に関する業務・・・環境部資源循環課

1. 保健所政令市が担う業務

(1) 保健企画課の業務

○ 保健所の企画調整を行う

- * 保健施策の企画、調査研究及び調整
- * 保健、医療に携わる人材の育成
- * 健康危機管理体制の整備・充実

1. 保健所政令市が担う業務

(2) 地域保健課の業務

○ 医療の安全を確保する

- * 医療従事者等(医師・看護師等)の免許申請の受付
- * 医療施設等の許可や届出受付、立入検査

○ 健康で安心した生活を持続する

- * 病気や障害のある方の歯や口腔の疾患予防
及び食べ方の相談
- * 特定給食施設等の栄養管理指導

1. 保健所政令市が担う業務

(3) 保健予防課の業務

○ こころとからだの健康をサポートする

- * こころの健康の相談・支援
- * 結核やインフルエンザ等の感染症対策



1. 保健所政令市が担う業務

(4) 環境衛生課の業務

○ 健康で衛生的な生活環境を守る

- * 理容所、美容所、クリーニング所、旅館、公衆浴場及び興行場等の衛生に関する監視・指導
- * 薬局等に関する営業許可申請の受付
- * 動物保護及び動物愛護に関すること
 - ⇒市環境保全課で行っている犬の登録及び狂犬病の予防事務と窓口業務を一体化

1. 保健所政令市が担う業務

(5) 食品衛生課の業務

○ 食の安全・安心を確保する

- * 食品営業許可申請の受付
- * 飲食店等の衛生に関する監視・指導
- * 食中毒対策に関すること

2. 条例・規則等の整備について

○ 保健所の運営に必要な条例・規則等

【主なもの】

① 保健所設置条例の制定

② 公衆衛生を確保するための基準を定める
条例等の制定

③ 附属機関の設置条例の制定

2. 条例・規則等の整備について

○ 保健所政令市移行に伴い制定を要する条例・規則等一覧

No.	名称	No.	名称
1	保健所設置条例	15	興行場法施行条例、施行細則
2	医療法施行条例、施行細則	16	理容師法施行条例、施行細則
3	臨床検査技師等に関する法律施行細則	17	美容師法施行条例、施行細則
4	歯科技工士法施行細則	18	クリーニング業法施行条例、施行細則
5	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則	19	温泉法施行細則
6	柔道整復師法施行細則	20	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則
7	死体解剖保存法施行細則	21	と畜場法施行細則
8	小規模特定給食施設の栄養改善に関する条例	22	化製場等に関する法律施行細則
9	特定給食施設等の栄養の改善に関する規則	23	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則
10	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則	24	毒物及び劇物取締法施行細則
11	感染症診査協議会設置条例	25	食品衛生法施行条例、施行細則
12	公衆浴場法施行条例、施行細則	26	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則
13	旅館業法施行条例、施行細則	27	浄化槽保守点検業者の登録に関する条例
14	旅館業法施行条例による国、地方公共団体又は公共的団体が設置する青少年の健全な育成を図るための施設、スポーツ施設その他の施設の指定	28	コインランドリー衛生指導要綱
		29	おしぼり衛生指導要綱

※ 使用済自動車の再資源化等に関する法律についても規則を制定予定

2. 条例・規則等の整備について

○ 整備が必要となる条例・規則等の例

理容師法（抜粋）

第九条 理容師は、理容の業を行うときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 皮ふに接する布片及び器具は、これを清潔に保つこと。
- 二 皮ふに接する布片は、客一人ごとにこれを取りかえ、皮ふに接する器具は、客一人ごとにこれを消毒すること。
- 三 **その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置**



保健所政令市も都道府県と同様に定める必要があります

理容師法施行条例【県条例】（抜粋）

（理容を行う場合の衛生上必要な措置）

第1条 理容師法（昭和22年法律第234号。以下「法」という。）第9条第3号の規定による衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 作業中は、清潔な作業衣を着用し、顔面作業をする際には、マスクを使用すること。
- (2) 手指は、常に清潔に保つこと。
- (3) 毛をそるために用いる石けん液は、客1人ごとに取り替えること。
- (4) 客用の被布及び洗髪器その他客の皮膚に接しない器具で客1人ごとに汚染されるものは、常に清潔に保つこと。

（略）

2. 条例・規則等の整備について

○ 条例・規則等の整備における茅ヶ崎市の基本的な考え方

公衆衛生を確保する観点から、市民や事業者に義務を課し又は権利を制限する規制等の基準は、原則として現在の神奈川県の基準を継承します

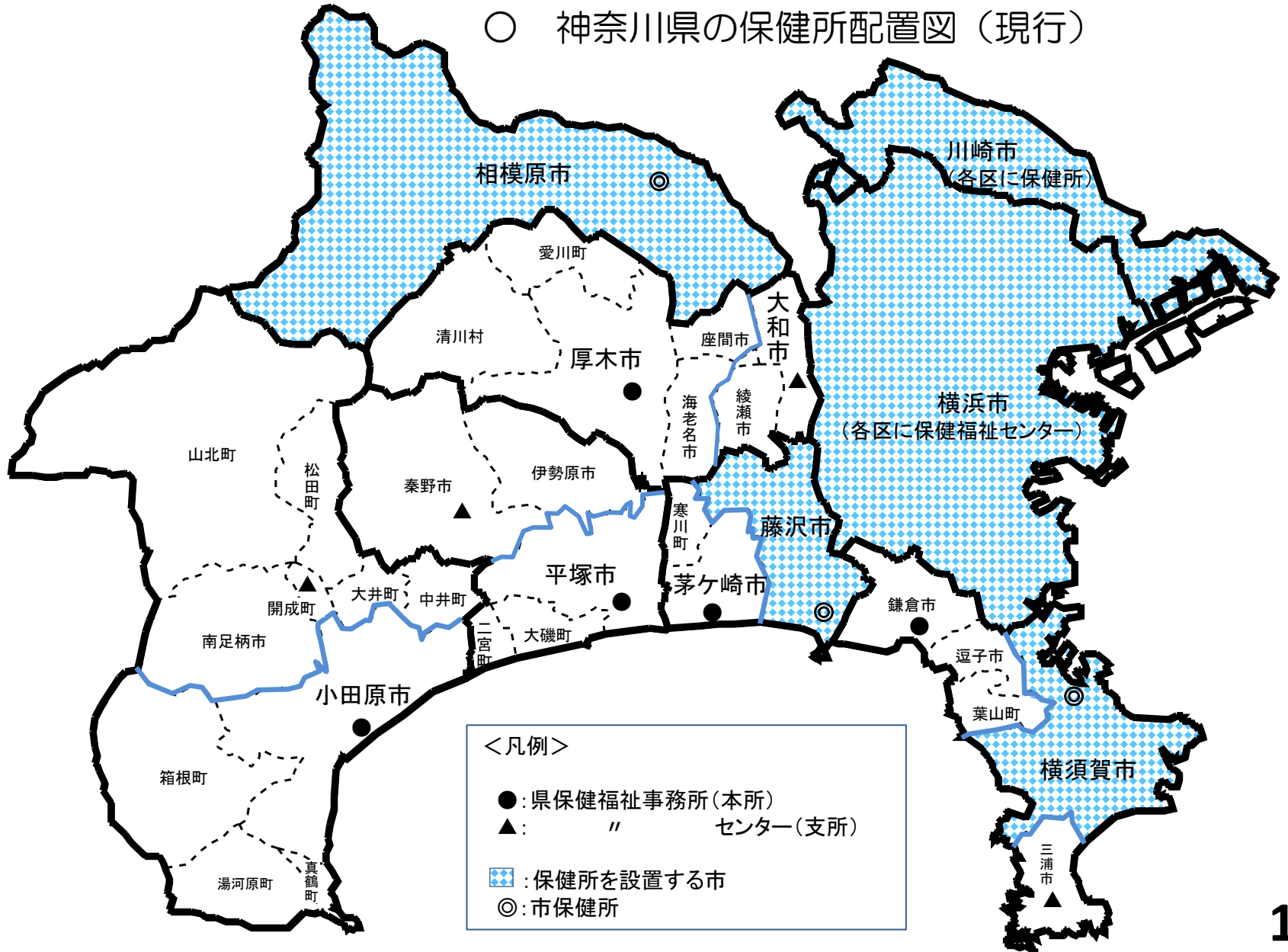
- 茅ヶ崎市は公衆衛生上、特殊な事情のある地域ではありません
- 現在の神奈川県が条例等で定めている規制の基準等には妥当性があります



行政の継続性を維持するとともに、市民生活や事業活動への影響を最小限とし、スムーズな保健所業務の移管を目指します

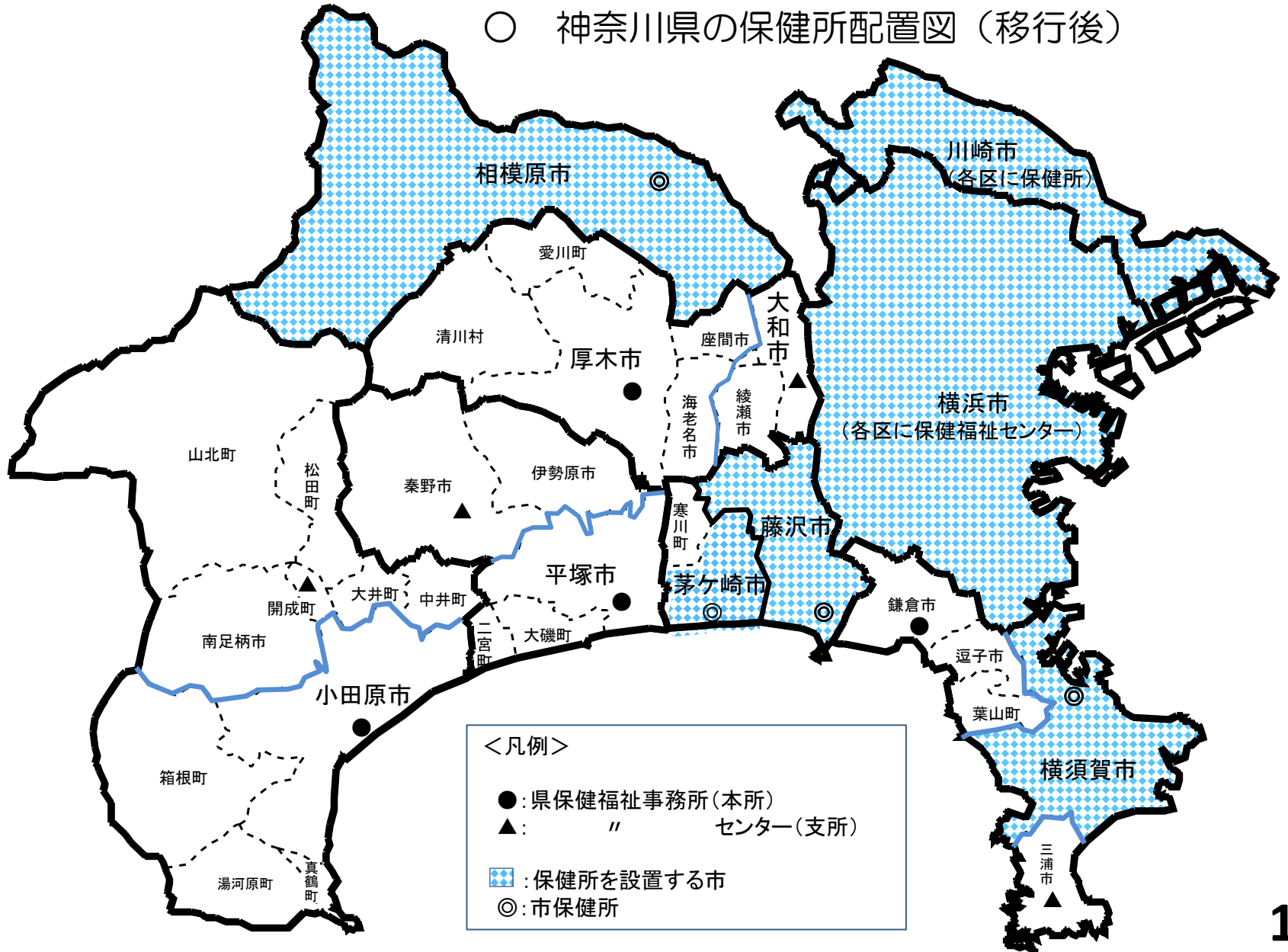
3. 寒川町域の保健所業務について

○ 神奈川県内の保健所配置図（現行）



3. 寒川町域の保健所業務について

○ 神奈川県内の保健所配置図（移行後）



3. 寒川町域の保健所業務について

神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所が担っている保健所業務の所管区域

⇒ **茅ヶ崎市、寒川町**

茅ヶ崎市が保健所政令市移行後も、法的には神奈川県が引き続き寒川町の保健所業務を担うこととなります

茅ヶ崎保健福祉事務所に関係する団体には、茅ヶ崎市と寒川町を一体として構成されている団体も多く存在します

保健所政令市への移行と同時に、神奈川県から寒川町域の保健所業務を受託し、現在の神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所と同様に、1市1町を所管する予定です

4. パブリックコメントの実施について

市では、「保健所政令市移行に向けて整備する条例等（素案）」についてパブリックコメントを実施する予定です。

【応募期間】 7月1日（金）～8月3日（水）

市民のみなさまからのたくさんのご意見・ご提案をお待ちしております。



最後に

○ 茅ヶ崎市が保健所を運営する意義

- 住民に一番身近な基礎自治体である市が、これまで築いてきた地域との関係を活用しながら、よりきめ細かなサービスを提供できます
- 保健所が市の組織となることから、庁内連携がこれまでよりさらに活発になり、市民の健康づくりを一元的かつ包括的に推進できます



**「だれもがいつまでも健康で安心して暮らせるまち」
を目指します**



本日はご静聴いただき、
誠にありがとうございました



■お問合せ先■

茅ヶ崎市保健福祉部保健福祉課
保健所準備担当

【電話】 0467(82)1111 内線3261-2